

令和6年5月13日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和6年5月13日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階 会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	今村 東 委員
2番	内田すなを 委員
3番	大石 敏裕 委員
4番	甲斐サエ子 委員
5番	柿本 正信 委員
6番	川津 富夫 委員
7番	古賀 喜治 委員
8番	後藤マス子 委員
9番	清水 邦宏 委員
10番	白水 貴 委員
11番	末次 龍夫 委員
12番	高田 光秀 委員
13番	田川 政文 委員
14番	田中 文 委員
15番	轟 香代子 委員
16番	中園 正彦 委員
17番	中村 裕 委員
18番	中山 健治 委員
19番	林田 高夫 委員
20番	日比生和雄 委員
21番	福島 哲憲 委員
22番	保坂 泰生 委員
23番	松隈 康吉 委員
24番	本山 龍一 委員

事務局の出席者は9名である。

- 事務局** それでは、おはようございます。5月総会の開催に当たり報告をいたします。
本日は、現委員数24名中24名の出席があつておりまして、農業委員会法第27条第3項の規定により、総会は成立をしております。
それでは、会長よろしく願いいたします。
- 議長** それでは、ただいまより5月の農業委員会総会を開催いたします。
議題に参ります。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局** 1ページをお願いいたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について。
農地の所有権移転、賃借権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。
所有権移転、東部地域、1番から3ページ、11番までの11件です。
4ページをお願いいたします。
西部地域、12番から、5ページ、19番までの8件です。
5ページをお願いいたします。
賃借権設定、東部地域、20番、1件です。
なお、審議番号20番の案件につきましては、申請人が一般法人になりますので、解除条件付きでの貸借契約を行うものとなっております。
以上、1番から20番までの各申請案件につきまして、農地法第3条第2項各号の審査基準について審査会において説明を行いました。不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。以上で説明を終わります。
- 議長** 事務局からの説明が終わりました。
なお、本議案の審議番号1番、12番及び20番は、新規就農案件及び新規農地取得案件でありますので、聞き取り調査の結果について、担当委員より報告をお願いいたします。なお、審議番号20番は、議長である私が担当をいたしましたので、報告は事務局が行います。それでは、報告をお願いいたします。
- 委員** 審議番号1番の案件につきまして、4月24日に、申請人の****氏と私、推進委員、事務局職員において、ヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。

申請人の****氏は、今回、山川安居野三丁目の農地を売買にて取得し、農業を始める予定です。申請人の年齢は36歳です。今回の申請地の隣接地に申請人の自宅があります。農作業は、申請人本人と妻が行うとのことです。営農計画は、野菜を作付する計画になっております。****氏は、農業経験はありませんが、老後に向けて農業を行っていくとともに、子供たちへ作物を育てることの大切さを学ばせたいとお考えをお持ちです。就農後の相談相手は、農業従事者である祖母とのことです。農機具については、スコップ、鍬を所有予定です。収穫した野菜は、自家消費用とのことです。

ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、農地の適切な管理が見込めるものと考えられます。

以上、ヒアリング結果について報告を終わります。

委員 審議番号12番の案件につきまして、4月26日に、申請人の****氏と、私、推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。

申請人の****氏は、今回、荒木町藤田の農地を売買にて取得し、農業を始める予定です。申請人の年齢は46歳です。申請人は、今回の申請地の近くに自宅があります。農作業は、申請人本人と妻が行うとのことです。営農計画は、野菜を作付する計画となっております。****氏は、特別支援学校に勤務されたときに、農業の楽しさに出会い、以後、ご自宅で家庭菜園をされていました。就農後の相談相手は、近所の農家とのことです。農機具につきましては、耕耘機を所有されています。収穫した野菜は、自家消費用とのことです。

ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、農地の適切な管理が見込めるものと考えられます。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

事務局 審議番号20番の案件につきまして、4月17日に、申請人の****の代表者である****氏、**委員、推進委員、北野事務局職員において、ヒアリングを実施しましたので、ご報告いたします。

申請人の****は、平成27年7月14日に設立され、令和6年4月1日に事業内容を農作物の栽培に変更し、今回代表の**氏が所有する北野町仁王丸の農地を賃貸借にて借受けて農業を始める予定です。営農計画は、水稻を作付する計画となっております。農作業従事者は、法人の代表取締役1人が従事する予定です。農業経験

については、代表取締役が20年の農業経験をお持ちです。また、代表取締役は、これまで野菜の法人を営んでいる経験もあり、経営や販売の知識も持たれております。農機具については、既に営農中の法人にて十分な農機具を保有しており、法人より田植機、トラクター、コンバイン、草刈機を借用します。生産物については、市内のホテル業者、飲食業者等へ直接販売を予定しております。就農後の相談相手は、これまでの地元農業者や所属している久留米商工会議所青年部など関係者とのことです。

ヒアリングをした結果、本人のやる気も見受けられ、今後の活躍も十分見込めるものと考えられます。

以上で、審議番号20番のヒアリング結果について、報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。どうぞ。

委 員 自分がヒアリングした件ですが、一畝でも、新規就農という言葉を使うのがどうなのかなと思って質問しました。

事 務 局 下限面積がなくなり、小さい農地でも取得することが可能になったので、今は、新規就農と新規農地取得をすみ分けして説明も行っています。今回は新規就農ではなく、新規農地取得の案件で、農地を農地として適正に管理していきますという内容になっています。農業で経営をしていく方針ではない方は農地新規取得です。

委 員 新規就農じゃなくて、新規農地取得ですね。自分の家の近所に、小さい畑があって、それを買ったら、それも新規取得になるということでしょう。

事 務 局 その方が、将来的に農業を生業としてやっていかない場合はそうなります。

委 員 そういう観点で聞き取りをするということですね。

事 務 局 そうですね。今後就農していく、農家としてやっていかれるのか、それとも小さい農地をずっと畑として利用していくのかということ、聞き取りの中で判断する必要があるとは思いますが。

議 長 よろしゅうございますか。ほかにございませんか。どうぞ。

委 員 耕耘機と耕運機とは違うんですか。

議 長 耕耘機は、上だけ大きい機械です。耕すのがあります。僕は持ちませんが。上だけちょっと普通の爪よりも、深く耕耘しているんですね。円盤のようなものが付いた、かなり深く耕すのがあります。ようございますか。ほかになにかございませんしょうか。

「なしの声」

議 長 質問もないようでございますので、質疑を終了し、採決をいたします。
第1号議案について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。
続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 6ページをお願いいたします。
第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について。
農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。
東部地域、1番、2番の2件です。
1番、申請地、田主丸町地徳、畑、2筆、計322㎡。
申請理由、申請地に店舗（農家レストラン）を建築するものです。
農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。
2番、申請地、田主丸町地徳、畑、1筆、958㎡のうち705㎡。
申請理由、申請地に自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

西部地域、3番から、7ページ、4番までの2件です。

3番、申請地、藤山町、田、1筆、5,732㎡のうち2,920㎡。

申請理由、申請地に盛土を行い、田として利用するもの、農地改良行為です。

農地区分は、農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

7ページお願いいたします。

4番、申請地、三瀨町玉満、田、1筆、145㎡。

申請理由、申請地に農家住宅及び農業用倉庫を建築するものです。

なお、審議番号3番につきましては、県農業会議の意見聴取案件でございます。

以上で、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会からの審査結果報告を受けたいと思います。それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いします。

委 員 東部審査会について報告します。
審議番号1番、地図ナンバーは1番です。転用目的は、店舗（農家レストラン）を建築するものです。申請地は、竹野小学校から東へ約1.1kmのところに位置します。農地区分については、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜枡を経由して、東側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、東側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号2番、地図ナンバー2番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、巨瀬川幼稚園から南西に約1.7kmのところに位置します。農地区分については、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜枡を経由して、申請地内に設置する浸透枡で排水

されます。汚水・生活雑排水につきましては、南側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、周囲にL型擁壁を設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

これら全ての申請案件につきまして、排水承諾等、添付書類を確認しております。以上、2件につきましては、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

委員 審議番号3番、地図ナンバー3番です。転用目的は、農地改良行為に伴う一時転用です。一時転用期間は、許可後から令和6年9月30日までの予定で、改良後は、米、麦を作付する計画となっております。申請地は、青陵中学校から南東へ約990mのところを位置します。農地区分につきましては、農用地区域内にある農地ですが、転用目的が一時的な利用に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で、南側の水路に排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。被害防除につきましては、法面施工により、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号4番、地図ナンバーは4番です。転用目的は、農家住宅と農業用倉庫の建築ですが、すでに農業用倉庫の一体利用地として使用されておりましたので、始末書付きの申請となっております。申請地は、三瀨中学校から西へ約430mのところを位置します。農地区分につきましては、西鉄犬塚駅からおおむね750m以内、宅地化率42%の区域内にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、溜枡を経由して、北側の水路に排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、既設の合併浄化槽を経由して、北側の水路へ排水されます。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。以上、2件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題ないものと判断しております。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。質疑はございませんでしょうか。

委員 **地域の**と言います。審議ナンバー3番の件についてお尋ねいたします。
審議ナンバー3番、農用地の申請地に盛土を行って、農地改良するという目的で申請がっております。そして、改良後、米、麦を作付する計画ということですが、この申請地は現在どういうふうにご利用されているのかお尋ねします。

議長 お願いします。

事務局 **委員さんが詳しいので、**委員さんのほうから御説明いたします。

議長 お願いします。

委員 地元の農業委員の**でございます。この地図を見ていただきますと、ちょうどここが谷間になっていまして、この谷間に水田がありまして、その一番上のところで大型トラクターがはまり込むようなちょっと排水が悪うございます。ここを盛土をして米、麦を作付するというので、水源にしましても、ポンプアップであげるところでございます。一番最初に水が入るところでありまして、そういった状況です。現在、麦は作っていませんが、米は作っています。秋の麦から作付をして、来年も米を作るというところでございます。

議長 よろしゅうございましょうか。ほかに。どうぞ。

委員 **地区の**と申します。1番に、****さんの農家レストランを建設する件でございますが、前も農家レストランをされていまして。また、新規にされるのでしょうか。

事務局 今回、新たに建築されます。

委員 本人がされるのですか。

事務局 本人と、おふたりの息子さんも手伝って、さらに従業員も考えていると聞いています。経営主が****さんです。

委員 分かりました。

議長 よろしゅうございますかね。ほかにございませんでしょうか。

「なしの声」

議長 質疑は出尽くしたようですので、これにて質疑を打ち切り、ただいまから採決をいたします。

第2号議案に賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。第2号議案は、全員挙手により可決されました。
なお、審議番号3番は、許可相当として、県農業会議へ意見聴取をいたします。
続きまして、第3号議案、農地転用計画変更承認申請についてでございますが、審議番号1番は、第4号議案の農地法第5条の規定による許可申請についてと関連のある案件でございますので、第4号議案と一括して議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 8ページをお願いいたします。

第3号議案、農地転用計画変更承認申請について。

農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。

西部地域、1番、1件です。

1番、申請地、荒木町白口、田、1筆、11㎡。

申請理由、転用事業者、転用目的及び転用面積を変更するものです。変更内容は、事業主を**氏から****へ、事業内容を排水管理設から建売住宅14戸へ、転用面積を11㎡から3,590㎡に変更するものです。こちらにつきましては、平成元年4月28日に5条許可が出されたものです。第4号議案、1番と関連案件となります。
続きまして、9ページをお願いいたします。

第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について。

農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

西部地域、1番から11ページ、6番までの6件です。

1番、申請地、荒木町白口、田、8筆、計3,590㎡。

申請理由、申請地を取得して建売住宅14戸を建築するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。第3号議案の1番の関連案件となります。

10ページお願いいたします。

2番、申請地、大善寺町夜明、田、2筆、計472㎡。

申請理由、申請地を取得して自己用住宅を建築するものです。

3番、申請地、長門石町、田、畑、2筆、計480㎡。

申請理由、申請地を取得して保育園舎を建築するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、隣接土地と同一事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

4番、申請地、三潴町高三潴、田、2筆、計465㎡。

申請理由、申請地を取得して貸露天資材置場として利用するものです。

11ページお願いいたします。

5番、申請地、三潴町田川、田、1筆、152㎡。

申請理由、申請地を取得して露天資材置場として利用するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

6番、申請地、三潴町早津崎、田、1筆、251㎡。

申請理由、申請地を取得して自己用住宅を建築するものです。

なお、審議番号1番につきましては、県農業会議の意見聴取案件でございます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会からの審査結果報告を受けたいと思います。それでは、西部審査会より報告をお願いいたします。

委 員 それでは、西部審査会について報告いたします。
審議番号1番、地図ナンバーは6番です。転用目的は、建売住宅を14戸建築するものです。申請地は、JR荒木駅から北西へ約670mのところのところに位置します。農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ですので第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する

施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜枡を経由して、新設される道路側溝から、西側の道路側溝へ排出されます。汚水・生活雑排水につきましては、西側の道路に埋設されている市下水道管へ接続いたします。被害防除につきましては、コンクリートブロック及びL型擁壁を設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号2番、地図ナンバーは7番です。転用目的は、自己用住宅を建設するものです。申請地は、西鉄大善寺駅から北西へ約360mのところの位置します。農地区分につきましては、上下水道管が埋設された沿道の区域であって、500m以内に小学校と病院がありますので、第3種農地に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜枡を経由して、東側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、東側の道路に埋設されている市下水道管へ接続いたします。被害防除につきましては、コンクリートブロック及びL型擁壁を設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

審議番号3番、地図ナンバーは8番です。転用目的は、保育園舎を建築するものです。申請地は、長門石小学校から、西へ約360mのところの位置します。農地区分につきましては、第1種農地と第3種農地が混在しまして、北側の1筆につきましては、上下水道管が埋設された沿道の区域であって、500m以内に保育園と小学校がある農地ということで、第3種農地と判断しております。南側の1筆につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある農地ですので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が、隣接土地と同一事業に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜枡を経由して、北側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、北側道路に埋設されている市下水道管へ接続いたします。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

審議番号4番、地図ナンバーは9番です。転用目的は、貸露天資材置場として利用するものです。なお、申請人は、土木工事業を営んでおります。申請地は、三潞小学校から南西へ約150mのところの位置します。農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地に該当いたします。雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。被害防除につきましては、既設の現場打ち擁壁及び既設のコンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号5番、地図ナンバーは10番です。転用目的は、露天資材置場

として利用するものです。申請地は、西鉄三潯駅から東へ約600mのところに位置します。農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ですので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が、地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。汚水・生活雑排水につきましては発生しません。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号6番、地図番号は11番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものですが、既に敷地造成に着手しているため、始末書付きの申請となっております。申請地は、西鉄大善寺駅から南西へ約490mのところに位置しています。農地区分につきましては、西鉄大善寺駅からおおむね500m以内の区域にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、溜枡を経由して、南側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、南側の水路へ排水します。被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、6件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題は無いものと判断しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑はないようでございますので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

なお、採決に当たりましては、第3号議案、第4号議案に分けて採決をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、第3号議案に賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。
続きまして、第4号議案に賛成の方、挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。
なお、審議番号1番は、許可相当として、県農業会議へ意見聴取をいたします。
続きまして、第5号議案に入ります。農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受
等候補者名簿への登録申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 12ページお願いいたします。
第5号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申
請について。
農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出さ
れたので付議いたします。
審議番号1番、2番の2件です。
1番、申請人、宮ノ陣町八丁島、****、経営面積7万1,183㎡、農用地利用集
積計画に従い利用すると認められます。
2番、申請人、北野町赤司、****、経営面積8万6,396㎡、農用地利用集積計
画に従い利用すると認められます。
以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入りたいと思います。質疑のある方
は挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑がないようでございますので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をい
たします。
第5号議案について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。よって、久留米市長宛通知をいたします。

続きまして、第6号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 13ページをお願いいたします。

第6号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定を求められたので付議いたします。

第1区、1番から、14ページの7番までの7件です。

1番、所在地、荒木町荒木、田、2筆、計4,491㎡、推進機構からの買入れとなります。

2番、所在地、草野町草野、田、1,312㎡、推進機構への売渡しとなります。

3番、所在地、善導寺町木塚、田、3,090㎡、推進機構からの買入れとなります。

4番、所在地、善導寺町与田、田、4筆、計6,568㎡、推進機構への売渡しとなります。

5番、所在地、藤山町、田、3筆、計2,452㎡、推進機構からの買入れとなります。

14ページをお願いいたします。

6番、所在地、宮ノ陣町八丁島、田、4筆、計2,815㎡、推進機構への売渡しとなります。

7番、所在地、宮ノ陣町八丁島、田、3,717㎡、推進機構への売渡しとなります。

第2区、8番、9番の2件です。

8番、所在地、田主丸町以真恵、田、3筆、計9,289㎡、推進機構からの買入れとなります。

9番、所在地、田主丸町地徳、田、8筆、計2,881㎡、推進機構からの買入れとなります。

第3区、10番から、15ページの14番までの5件です。

10番、所在地、北野町稻数、田、5,545㎡、推進機構への売渡しとなります。

15ページをお願いいたします。

11番、所在地、北野町大城、畑、2筆、計817㎡、推進機構への売渡しとなります。

12番、所在地、北野町金島、田、3、223㎡、推進機構からの買入れとなります。

13番、所在地、北野町中川及び北野町八重亀、田、2筆、計4,060㎡、推進機構からの買入れとなります。

14番、所在地、北野町八重亀、田、2筆、計1,317㎡、推進機構への売渡しとなります。

第5区、15番の1件です。

15番、所在地、三潞町玉満、田、3筆、計4,951㎡、推進機構からの買入れとなります。なお、こちらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に該当しており、農事組合法人*****の構成員である申請人が農地を取得した後、所属する法人へ貸し付けるものとなっております。

以上、審議番号1番から15番までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えられます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑はないようでございますので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

第6号議案につきまして、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。よって、久留米市長宛通知をいたします。

続きまして、第7号議案、農用地の買入協議要請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 16ページお願いいたします。

第7号議案、農用地の買入協議要請について。

農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、市長へ農用地の買入協議を要請いたしたいので付議いたします。

なお、補足説明いたしますと、農地売買等特例事業、いわゆるあっせん売買につきましては、そのメリットとして、譲渡所得の上限800万円までは、特別控除されるという内容になっておりますけれども、こちらの買入協議を行うことにより、その特別控除額を最大1,500万円まで引き上げることが可能となっております。この買入協議要請を行わなければ、800万円を超えた売買金額の、その超えた部分に関しては所得税がかかるか、こちらの買入協議要請を行い、2か月ほど手続きにかかる期間は延びますが、特別控除額を1,500万円まで引き上げる手続を行うかというところで、今回はこの買入協議要請の手続を行い、譲渡所得の特別控除額を1,500万円まで引き上げると、そういった手続の流れでの議案の付議となっているところを補足いたします。

それでは、内容のほうを説明させていただきます。

第1区、1番、1件です。

1番、所在地、宮ノ陣町大杜、田、8,243㎡、要請理由、あっせん相談により、地元農地利用最適化推進委員によるあっせん協議を行い、認定農業者への集積が図られるように調整を試みたが、売り渡し希望価格において調整が不調に終わった。しかしながら、当該農用地は久留米市農業基本構想の実現など将来的な見地から見た優良農地であり、認定農業者への集積を図るため、市長への買入協議要請を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明終わりましたので、ただいまより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。質疑はございませんでしょうか。よろしゅうございませうか。

「なしの声」

議長 質疑がないようでございますので、質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。第7号議案について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

- 議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第7号議案は可決されました。よって、久留米市長宛通知をいたします。
- 続きまして、報告事項に入ります。
- 報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。
- 報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について。
- 報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。
- 報告第4号、農地法第3条の規定による許可の取消願について。
- 報告第5号、農地法第4条の規定による許可の取消願について。
- 報告第6号、職員の任免について。
- 事務局の説明を省略いたします。
- それでは、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

- 議 長 質疑がないようでございますので、これにて質疑を終了します。
- よって、報告第1号から報告第6号までの報告事項を終わります。
- 次に、お諮りをいたします。本総会におきまして議決された案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その処理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんでしょうか。

「異議なしの声」

- 議 長 ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。
- それでは、ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、11番、末次龍夫委員、24番、本山龍一委員にお願いをいたします。
- 以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。